

札幌市特定建築物衛生指導要綱

（平成 9 年 3 月 2 4 日）
生活 衛 生 部 長 決 裁

（最終改正） 令和 8 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、特定建築物の維持管理等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号。以下「法」という。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 4 5 年政令第 3 0 4 号）及び建築物における衛生的環境に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 2 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（特定建築物構造設備指導基準等）

第 2 条 省令第 1 条第 1 項第 7 号の特定建築物所有者等（以下「特定建築物所有者等」という。）は、特定建築物について、法第 4 条の建築物環境衛生管理基準に加え、次に掲げる基準を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 特定建築物構造設備指導基準
- (2) 特定建築物環境衛生管理指導基準

2 前項の特定建築物構造設備指導基準及び特定建築物環境衛生管理指導基準は、別に定める。

（大規模小売店舗等における飲料水）

第 3 条 特定建築物所有者等は、次に掲げる店舗における飲料水については、水道水を使用するよう努めるものとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗
- (2) その他前号に準ずる店舗

2 特定建築物所有者等は、井水等が水質基準に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号）の表の上欄に掲げる項目のうち、1 4 の項から 1 9 の項及び 2 1 の項に規定する物質が環境基準を超過している地域においては、飲料水は水道水を使用するよう努めるものとする。

（建築主事等に対する意見）

第 4 条 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 9 3 条第 5 項の規定により建築主事又は指定確認検査機関から通知があったときは、保健所長は、特定建築物に関し、別に定める特定建築物構造設備指導基準により審査し、必要があると認める場合には、その

結果について、建築主事又は指定確認検査機関に対し意見を述べるものとする。

(事前協議)

第5条 特定建築物所有者等は、建築基準法第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受ける前又は同法第18条第3項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受ける前に、当該確認又は通知に係る特定建築物の構造設備について、別に定めるところにより、保健所長と事前協議するよう努めるものとする。

2 前項の規定による事前協議は、特定建築物事前協議書（様式1-1）により行うものとする。

3 保健所長は、事前協議の結果について、特定建築物所有者等に対し、特定建築物事前協議結果書（様式1-2）により交付するものとする。

(特定建築物の届出)

第6条 法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物の届出は、特定建築物届書（様式2）により行うものとする。

2 前項の規定により届け出るときは、別に定める書類等を添付するものとする。

(変更及び廃止の届出)

第7条 法第5条第3項の規定による届出は、特定建築物変更届書（様式3）又は特定建築物廃止届書（様式4）により行うものとする。

2 前項の規定により届出事項の変更を届け出るときは、別に定める書類等を添付するものとする。

(防錆剤使用の届出)

第8条 特定建築物所有者等は、特定建築物において防錆剤を使用したときは、防錆剤使用届書（様式5）を保健所長に提出するものとする。

2 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる届出書を保健所長に提出するものとする。

(1) 前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合 防錆剤使用変更届書（様式6）

(2) 防錆剤の使用を中止した場合 防錆剤使用廃止届書（様式7）

(労働局長への通知)

第9条 削除

(特定建築物維持管理報告書)

第10条 特定建築物所有者等は、前年度における特定建築物の維持管理状況について、毎年度1回、特定建築物維持管理報告書（様式9）を、5月末までに保健所長に提出するものとする。

(立入検査)

第 11 条 法第 11 条第 1 項の規定による立入検査は、法第 4 条の建築物環境衛生管理基準並びに第 2 条第 1 項第 1 号の特定建築物構造設備指導基準及び同項第 2 号の特定建築物環境衛生管理指導基準に基づき行うものとする。

- 2 保健所長は、前項の規定による立入検査を行った結果、必要があると認める場合は、特定建築物所有者等に対し、特定建築物立入検査結果書（様式 10）又はこれに準じた様式を交付することにより指導を行うものとする。
- 3 特定建築物所有者等は、前項の特定建築物立入検査結果書の交付を受けて改善を求められたときは、保健所長が指定する期限までに特定建築物改善報告書（様式 11）を保健所長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された協議書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された協議書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された届書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された届書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された届書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月２７日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された届書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

特 定 建 築 物 事 前 協 議 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所

特定建築物所有者等
(又は代理人)

氏 名

電 話

担当者

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

札幌市特定建築物衛生指導要綱第 5 条第 1 項の規定により、特定建築物の建築計画について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在地
- 3 特定建築物の用途
- 4 特定建築物の延べ面積
- 5 特定建築物の構造設備の概要 別添のとおり
- 6 特定建築物の審査項目表及び図面等 別添のとおり
- 7 建築主

住所

氏名

構 造 設 備 の 概 要

構 造	建 物 の 構 造			造 地 上 階 地 下 階					
	階	延べ面積	居室数	用 途	階	延べ面積	居室数	用 途	
	特 定 用 途	m ²				m ²			
					計	m ²			
	そ の 他	m ²				m ²			
				計	m ²				
空 気 調 和 （ 機 械 換 気 ） 設 備	設 備 の 種 類			空気調和設備（夏・冬） ・ 機械換気設備（夏・冬） ・ その他（ ）					
	空 調 方 式								
	空 気 調 和 （ 機 械 換 気 ） 設 備	系 統							
		設 置 場 所							
		メーカー及び型式・性能		kW	kW	kW	kW	kW	
		台 数		台	台	台	台	台	
		風 量		m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	
		全 熱 種 類	効 率	%	%	%	%	%	
		給 排 気 方 式							
		加 湿 装 置	種 類	水 温 水 蒸 気	水 温 水 蒸 気	水 温 水 蒸 気	水 温 水 蒸 気	水 温 水 蒸 気	
			加 湿 量	kg/ h	kg/ h	kg/ h	kg/ h	kg/ h	
			飲 料 系 統 と の 別	同系統・別系統	同系統・別系統	同系統・別系統	同系統・別系統	同系統・別系統	
			水 源	市水道水 専用水道水 その他の井水・その他	市水道水 専用水道水 その他の井水・その他	市水道水 専用水道水 その他の井水・その他	市水道水 専用水道水 その他の井水・その他	市水道水 専用水道水 その他の井水・その他	
		空 気 清 浄 装 置	種 類						
			捕 集 率 (測定方法)	% 法	% 法	% 法	% 法	% 法	
		設 計 温 湿 度 気	室 内	夏 季	温 度	℃	℃	℃	℃
					湿 度	%	%	%	%
	冬 季			温 度	℃	℃	℃	℃	
				湿 度	%	%	%	%	
	外 気		夏 季	温 度	℃	℃	℃	℃	
				湿 度	%	%	%	%	
			冬 季	温 度	℃	℃	℃	℃	
				湿 度	%	%	%	%	
	付 属 設 備	機 器 名		型 式	台 数	性 能 等			
		熱 源	ボ イ ラ						
			冷 凍 機						
クーリングタワー		冷 却 水	飲 料 系 統 と の 別 水 源	同系統 ・ 別系統 市水道水・専用水道水・その他の井水・その他（ ）					

給 水 設 備	飲 料	給 水				給 湯					
		区 分	飲用・炊事用・浴用・給湯器用 手洗用・洗浄装置付便器用・その他（ ）				飲用・炊事用・浴用 手洗用・洗浄装置付便器用・その他（ ）				
		水 源	市水道水・専用水道水 その他の井水・その他（ ）				市水道水・専用水道水 その他の井水・その他（ ）				
		給水(湯)方式	市水道直結方式(直圧・加圧) 受水槽方式(高置水槽・加圧ポンプ・その他())				中央式(貯湯槽:有()台・無) 局所式(貯湯槽:有()台・無)				
		給水管材質	塩ビライニング鋼管・ポリエチレン粉体ライニング鋼管 ステンレス鋼管・その他()				塩ビライニング鋼管・ステンレス鋼管 その他()				
		設定温度					(中央式の場合)℃				
			受 水 槽		高 置 水 槽		系 統 数				
		有効容量	m ³		m ³		系 統 名		系 統		
		材 質	FRP・その他()		FRP・その他()		貯 湯 量		m ³		
		構 造	床置型 床下型	単槽式 2槽式	床置型	単槽式 2槽式	循環ポンプ		有・無		
		設置場所	地上・地下 階		地上・地下 階		設置場所		地上・地下 階		
		消火水槽の 兼 用	有・無		有・無		熱 源		蒸気・ガス・灯油 その他()		
		給水ポンプ	L/min 台				給湯ポンプ		L/min 台		
		水	井 戸	有・無	設 置 場 所		建築物内・建築物外(小屋・ピット)				
	井戸ぶたの位置				床(地表)面上 mm		床(地表)面上 mm				
	井戸の深さ				m		ストレーナーの位置		m		
	塩素滅菌器		有・無	メーカー及び型式		(台)		吐 出 量		mL/min	
				注 入 箇 所		受水槽前・受水槽内・揚水管・その他()					
				運 転 方 法		交互運転・単独運転		付 属 シ ス テ ム		警 報 ・ 記 録 計	
	防 錆 剤		使 用 未使用	注 入 方 法		ポンプ・バイパス					
主 成 分				リン酸塩・ケイ酸塩・リン酸塩及びケイ酸塩の混合							
雑 用 水			飲料系統との別		水 源						
	散 水 用		同系統・別系統		市水道水・専用水道水・その他の井水・その他()						
	修 景 用	同系統・別系統		市水道水・専用水道水・その他の井水・その他()							
	清 掃 用	同系統・別系統		市水道水・専用水道水・その他の井水・その他()							
	水洗便所用	同系統・別系統		市水道水・専用水道水・その他の井水・その他()							
	そ の 他	同系統・別系統		市水道水・専用水道水・その他の井水・その他()							
排 水 設 備		容 量	排 水 ポ ン プ				設置場所				
	汚 水 槽	m ³	L/min 台				L/min 台				
	雑 排 水 槽	m ³	L/min 台				L/min 台				
	湧 水 槽	m ³	L/min 台				L/min 台				
清 掃 設 備	汚 集 積 所		面 積	天 井 高	給 水 栓	排 水 口	排水勾配	換気設備	設置場所		
		雑 芥	m ²	mH	有・無	有・無	有・無	有・無			
		厨 芥	m ²	mH	有・無	有・無	有・無	有・無			
管 理 委 託	給 水 管 理	自社・委託(会社名:)									
	排 水 管 理	自社・委託(会社名:)									
	空 調 管 理	自社・委託(会社名:)									
	清 掃 管 理	自社・委託(会社名:)									
	ね ず み 等 防 除	自社・委託(会社名:)									

特定建築物審査項目（空気調和設備等）

（太枠内のみ記入）

審査項目		基準	設計値等	参照図面 番号等	判定
共通	空気調和機器関係 設置場所	十分な点検スペースを 確保し、保守点検、清掃等 が容易に行える場所	添付のとおり		適・否
	外気取入口の高さ 及び位置 （付近見取り図、立面 図等に位置を明 示すること）	できるだけ高い位置で、当 該・隣接建築物の排気口、 煙突、駐車場の排気ガス等 の影響を受けない位置に 設けること（概ね 10m 以 上離すこと）	影響を 受けない ・ 受ける 位置： 階・屋上・その他（ ） 汚染源からの距離： m		適・否
	厨房排気口の位置 （付近見取り図、立面 図等に位置を明 示すること）	できるだけ高い位置で、建 築物内外に影響を与えな い位置に設けること	影響を 与えない ・ 与える 位置： 階・屋上・その他（ ）		適・否
	全熱交換器の用 途に利する排気系 統	居室系統の排気と する	居室・厨房・便所・ガス湯沸し室・ 医療施設・煙道・その他（ ）		適・否
	居室系統への駐車 場からの逆流防止 策	駐車場系統と居室系統の 外気取入口及び排気口が 分離していること	分離 している ・ していない		適・否
	喫煙対策	受動喫煙を防止するため、 喫煙室を設けるなどの措 置を講ずること	全面禁煙・分煙・その他（ ）		
空気調和・ 機械換気	風量測定口の設置	O A ・ S A ・ R A の 各ダクトに設けること （国土交通省「公共建築 工事標準仕様書」に 準拠していること）	有 ・ 無		適・否
	二酸化炭素 濃度計算結果 （計算書添付）	1, 0 0 0 p p m 以下	最大設計値： p p m		適・否
	粉じん濃度計算結果 （計算書添付）	0. 1 5 m g / m ³ 以下	最大設計値： m g / m ³		適・否
空気 調和 設備	設計相対湿度 （加湿量計算書・ 空気線図添付）	4 0 ～ 7 0 %	設計値： % ～ %		適・否
	加湿装置の使用水	水道法水質基準適合の 水を使用すること	飲料水と 同系統 ・ 別系統 水源 ・市水道水 ・ 専用水道水 ・その他の井水 ・その他（ ）		適・否
	冷却塔の位置 （屋上平面図、立面 図等に位置を明 示すること）	外気取入口等に影響を与 えない位置に設置するこ と（外気取入口等からの距 離：概ね 1 0 m 以上）	影響 与えない ・ 与える 外気取入口等からの距離： m		適・否
	冷却塔の使用水	水道法水質基準適合の水 を使用すること	飲料水と 同系統 ・ 別系統 水源 ・市水道水 ・ 専用水道水 ・その他の井水 ・その他（ ）		適・否
	冷却塔の補給水管 への逆流防止措置	吐水口空間を 確保すること	mm （呼び径 mm）		適・否

特定建築物審査項目（給水設備）

（太枠内のみ記入）

審査項目		基準	設計値等		参照図面 番号等	判定
			受水槽	高置水槽		
貯水槽の設置場所等	設置場所	建築物内で維持管理の容易な場所	地上 地下	地上 階		適・否
	点検空間	上部 1,000mm 以上 下部 600mm 以上 周囲 600mm 以上	上部 mm 下部 mm 周囲 mm	上部 mm 下部 mm 周囲 mm		適・否
	飲料水が汚染されるおそれのある上部配管・機器等	ないこと又は必要な措置を講じること	上部配管・機器等 □無・□有 (措置:)	上部配管・機器等 □無・□有 (措置:)		適・否
	地下ピット内に設ける場合	昇降の際の安全措置	措置:			適・否
		点検口の位置	有・無			適・否
		貯水槽の位置	直下に 無・有			適・否
		汚染のおそれのある配管の貫通	汚染のおそれのある配管 無・有			適・否
		排水槽等の隣接	隣接排水槽等 無・有 離間距離 (m)			適・否
		排水用ポンプ・警報装置	有・無			適・否
	換気設備	十分なものであること	有・無	有・無		適・否
	照明設備	十分なものであること	有・無	有・無		適・否
	床面の排水	排水に支障のない構造とすること	支障 無・有	支障 無・有		適・否
貯水槽の構造	1日使用水量	根拠が示されていること	m ³			適・否
	有効容量 (容量算定計算書添付)	過大でないこと (1日使用水量の 4/10～6/10【受水槽】、 1/10 程度【高置水槽】)	m ³	m ³		適・否
			(/10)	(/10)		適・否
	消火用水槽との兼用	兼用しないこと	無・有	無・有		適・否
	槽数	2槽式とすること	槽式	槽式		適・否
	槽内部の給水管以 外の配管	ないこと	無・有	無・有		適・否
	高水位と天井との 間の点検空間	十分な点検空間を確保	有・無	有・無		適・否
	流出口の槽底から の距離	沈積物を吸引しない距離 (150mm 程度)	mm	mm		適・否
	流入部と流出部の 位置関係	停滞水を生じない ものとする	・対称 ・その他 ()	・対称 ・その他 ()		適・否
	貯水槽の材質	防錆措置を講じたもの	製	製		適・否

貯水槽の構造	マンホールの直径	6 0 0 m m 以 上	mm	mm		適・否
	マンホールの立ち上げ	1 0 0 m m 程 度	mm	mm		適・否
	マンホールの防水措置	防水密閉型とすること	有 ・ 無	有 ・ 無		適・否
	マンホールの施錠	施錠できる構造と とすこ	有 ・ 無	有 ・ 無		適・否
	マンホールの設置場所	ボールタップ等の近傍に 設けるこ	近傍に 有 ・ 無	近傍に 有 ・ 無		適・否
	1 槽 当 たり の マンホール数	必要に応じて複数と 設けるこ	個	個		適・否
	通 気 管 の 高 さ	汚水等が流入しない高さ (200mm 程度、通気笠を 設ける場合は100mm 程度)	mm	mm		適・否
	通 気 管 の 口 径 及 び 数	流出管の口径の2分の1以 上 と す る こ と (有効断面積を確保)	mm× 個 (流出管口径 mm)	mm× 個 (流出管口径 mm)		適・否
	通 気 管 開 口 部 の 防 虫 網	網 目 は 2 0 メ ッ シ ュ (約 1.3mm) を 標 準	メッシュ	メッシュ		適・否
	オーバーフロー管末端の 排 水 口 空 間	1 5 0 m m 以 上	mm	mm		適・否
	オーバーフロー管と 吐 水 口 と の 垂 直 距 離 (吐水口空間)	吐 水 口 の 呼 び 径 に 応 じ た 距 離	主 吐 水 口 側 呼び径 (mm) 空間 (mm)	主 吐 水 口 側 呼び径 (mm) 空間 (mm)		適・否
			副 吐 水 口 側 呼び径 (mm) 空間 (mm)	副 吐 水 口 側 呼び径 (mm) 空間 (mm)		適・否
	オーバーフロー管開口部の 防 虫 網	網 目 は 2 0 メ ッ シ ュ (約 1.3mm) を 標 準	メッシュ	メッシュ		適・否
	オーバーフロー管の口径	流入管の口径の 1.4 倍 以 上 と す る こ と	mm (流入管口径 mm)	mm (流入管口径 mm)		適・否
	水 抜 管 末 端 の 排 水 口 空 間	排水口空間を確保すること	有 ・ 無	有 ・ 無		適・否
	水抜管の取付位置	槽底の最低部とすること	最低部に 有 ・ 無	最低部に 有 ・ 無		適・否
	水 抜 管 の 排 水 用 ホ ッ パ ー の 口 径	床面に水が飛び散らない 十分な大きさであること	mm	mm		適・否
	非 常 用 給 水 栓	設けることが望ましい	有 ・ 無	有 ・ 無		
貯湯槽 (中央式)	設 置 場 所	点 検 、 清 掃 等 が 容 易 な 場 所	地上 階 (室) 地下 階 (室)			適・否
	温 度 計 の 設 置	貯 湯 槽 内 温 度 計 を と 設 置 す る こ と	有 ・ 無			適・否
	加 熱 装 置	貯 湯 槽 内 6 0 ℃ 以 上 、 末端給湯栓 5 5 ℃ 以 上 を と 確 保 で き る こ と	有 ・ 無			適・否
	膨 張 管	単 独 配 管 で あ る こ と 高 置 水 槽 、 補 給 水 槽 に 接 続 し な い こ と	膨張管 無 ・ 有 接続 無 ・ 有			適・否
	水 抜 管 等 の 排 水 口 空 間	排水口空間を確保すること	有 ・ 無			適・否

給水(湯)管	保守点検空間		設 け る こ と	有 ・ 無		適・否
	飲料水が汚染されるおそれのある設備		内部を貫通させないこと	無 ・ 有		適・否
	管 種		水質に影響を与えないもの (給湯管は耐熱・耐塩素)	材質(給水): 材質(給湯):		適・否
	継 手		水質に影響を与えないもの (給湯管は耐熱・耐塩素)	種類(給水): 種類(給湯):		適・否
	直結給水栓 (市水道水を使用して、貯水槽を設置する場合)		設 け る こ と	有 ・ 無		適・否
	他の配管との識別		識別できる措置をと 講 ず る こ と	・色分け ・文字表示 ・色バンド ・その他()		適・否
	他の配管との 接続の有無 (クロスコネクション)		接 続 し な い こ と	無 ・ 有		適・否
	逆流防止措置		給水(湯)管末端に吐水口 空間を確保すること	有 ・ 無		適・否
井戸(飲用)等	井戸の設置場所		建 築 物 内	建築物内 ・ 建築物外		適・否
	井戸小屋等の 出入口の施錠		施錠できる構造と と する こ と	有 ・ 無		適・否
	ケーシングの 立ち上げ		床面から 300mm 以上	mm		適・否
	汚水排水施設等 からの離間距離		5 m 以 上	汚染のおそれのある施設 無 ・ 有 (離間距離 m)		適・否
	湧水等の 場合	取水口の囲い	設 け る こ と	有 ・ 無		適・否
			施錠できる構造と と する こ と	有 ・ 無		適・否
		エキノコックス 虫卵除去装置	設 け る こ と	有 ・ 無		適・否
	塩素滅菌器 (選定計算書添付)		2 台以上(市水道水 併用の場合は 1 台以上)	市水道水併用 有 ・ 無 台		適・否
	浄 水 設 備		原水の水質に応じた 浄水設備を設けること (計算書等添付)	有 ・ 無		適・否
			排水口空間を確保すること	有 ・ 無		適・否
	原水を採水できる 採 水 栓		設けることが望ましい	有 ・ 無		適・否
給水開始前の措置	水質検査 市水:一般12項目 井水:52全項目		給水開始前に末端給水栓 において、左記項目と 残留塩素の検査を行い、 水質基準に適合するこ とを 確 認 す る こ と	実施予定 有 (項目)・無		適・否
	貯 水 槽 清 掃		給水開始前に登録業者に 委 託 し て 行 う こ と	実施予定 有 ・ 無		適・否
	給水管洗浄方法		給水開始前に高周波法等 により 行 う こ と	実施予定 有 ・ 無		適・否

特定建築物審査項目（雑用水設備）

（太枠内のみ記入）

審 査 項 目		基 準	設 計 値 等	参照図面 番号等	判定
雑用水（飲用水と別系統の場合）	雑用水槽の設置場所	点検、清掃等が容易な場所	地上 地下		適・否
	雑用水の水源	建築物衛生法水質基準適合の水を使用すること	水源 ・市水道水 ・その他の井水 ・専用水道水 ・その他（ ）		適・否
	消毒設備等の設置（使用水が市水道水、専用水道水以外の場合）	塩素消毒設備等を設けること	有（ ） ・ 無		適・否
	雑用水槽から飲用系への逆流防止措置	逆流しないこと（吐水口空間確保等）	措置：		適・否
	誤飲・誤使用の防止措置	講ずること	・文字表示 ・キー式水栓 ・その他（ ）		適・否
	他の配管との識別	識別できる措置を講ずること	・色分け ・色バンド ・文字表示 ・その他（ ）		適・否
	検水栓の設置	雑用水管の末端に設けること	有 ・ 無		適・否
	便器への使用	手洗付洗浄タンク・洗浄便座に使用しない	使用 無 ・ 有		適・否
	修景施設	エアロゾル飛散防止対策	循環式でエアロゾル（飛沫）の発生や建築物の利用者が接触する場合には塩素消毒・ろ過設備を設置		適・否
		貯水部分の構造	水景用水の貯水部分には清掃用の排水設備を設置		適・否

特定建築物審査項目（排水設備）

（太枠内のみ記入）

審 査 項 目		基 準	設 計 値 等	参照図面 番号等	判定
排水口空間	排水口空間の確保	空気調和機等の、衛生上の配慮が必要な設備の排水は排水口空間を設けて間接排水となっていること	排水口空間 有 ・ 無		適・否

特定建築物審査項目（清掃・廃棄物・再利用保管庫）

（太枠内のみ記入）

審 査 項 目		基 準	設 計 値 等	参照図面 番号等	判定
清掃等	専用の清掃用資材倉庫等の設置	設けること	有 ・ 無		適・否
	廃棄物・再利用物の保管場所の設置	設けること	添付のとおり		適・否

添付書類（審査項目の内容を説明できるもの）

1 建築関係図面

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 面積表（用途別面積がわかる表）
- (4) 立面図
- (5) 各階平面図

2 空気調和（機械換気）設備関係図面

- (1) 空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書
- (2) 空気調和（機械換気）設備系統図
- (3) 主要機器表
- (4) 空気調和（機械換気）設備平面図
- (5) 外気取入口、排気口、厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面

3 給水（湯）関係図面

- (1) 給水設備工事特記仕様書
- (2) 衛生設備系統図
- (3) 主要機器表
- (4) 貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図
- (5) 貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図
- (6) 貯水槽室上階の給排水平面図
- (7) 雑用水槽室平面・断面詳細図
- (8) 雑用水槽本体平面・断面詳細図
- (9) 井戸の設置場所がわかる図面
- (10) 井戸の平面・断面詳細図

4 ゴミ保管庫関係図面

- (1) 配置図
- (2) 平面詳細図
- (3) 断面詳細図

5 計算書等

- (1) 二酸化炭素濃度計算書
- (2) 粉じん濃度計算書
- (3) 加湿量計算書（空気線図添付）
- (4) 貯水槽容量算定計算書（１日使用水量の算定を含む。）
- (5) 塩素滅菌器選定計算書（井水等使用の場合）
- (6) 水質検査結果書（写）（井水等使用の場合。水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）の表の上欄に掲げる項目のうち、２２の項から３２の項及び４９の項を除く原水全項目。）
- (7) 浄水設備選定計算書（井水等使用の場合、必要に応じて。）

6 その他保健所長が必要と認める書類

様式 1－2

特 定 建 築 物 事 前 協 議 結 果 書

第

号

年

月

日

様

札幌市保健所長

札幌市特定建築物衛生指導要綱第5条の規定に基づき提出のあった特定建築物事前協議書の協議結果は、下記のとおりです。

記

〔施設の名称及び所在地〕

(名 称)

(所在地) 札幌市 区

〔協議結果〕

年 月 日

届出者 住所氏名

電 話	担当者
-----	-----

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項(第2項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定建築物の名称

- ## 2 特定建築物の所在地

- ### 3 特定建築物の用途

主要用途

その他の用途

- #### 4 特定用途の延べ面積

$$m^2$$

- 5 特定建築物の構造設備の概要
別紙のとおり

- 6 特定建築物維持管理権原者

住所

氏名

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

- 7 特定建築物所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

住所

氏名

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

- 8 建築物環境衛生管理技術者 ※所有者等による免状原本確認 → ☐

住所

氏名

免状 第 号 年 月 日

常駐・非常駐の別 常駐・非常駐

自社・委託の別 自社・委託（会社名： ）

建築物環境衛生管理技術者が兼任する他の特定建築物の名称及び住所

- 9 特定建築物が使用される（特定建築物に該当する）に至った年月日

年 月 日

- 10 しゅん工年月日（検査済証交付年月日）

年 月 日

添付書類（図面はしゅん工図）

- 1 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（2に該当する場合を除く。）にあっては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
- 2 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあっては、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類
- 3 図面
 - (1) 建築関係図面（付近見取図、配置図、面積表（用途別面積がわかる表）、立面図）
 - (2) 空気調和（機械換気）設備関係図面（空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書、空気調和（機械換気）設備系統図、主要機器表、空気調和（機械換気）設備平面図、外気取入口・排気口・厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面）
 - (3) 給水（湯）関係図面（給水設備工事特記仕様書、衛生設備系統図、主要機器表、貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図、貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図、貯水槽室上階の給排水平面図、雑用水槽室平面・断面詳細図、雑用水槽本体平面・断面詳細図、井戸の設置場所がわかる図面、井戸の平面・断面詳細図）
 - (4) ゴミ保管庫関係図面（配置図、平面詳細図、断面詳細図）
- 4 建築物環境衛生管理技術者免状の写し
※所有者等において、選任する建築物環境衛生管理技術者が有資格者であることを免状原本等で確認したうえで「※所有者等による免状原本確認」に☑を入れること
- 5 建築物環境衛生管理技術者が同時に2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねる場合にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項の規定による確認の結果（同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し
- 6 給水開始前の水質検査結果書の写し
- 7 その他保健所長が必要と認める書類

特 定 建 築 物 変 更 届 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所

届出者 氏 名

電 話

担当者

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在地
- 3 変更事項
(変更項目)

(変 更 前)

(変 更 後)

※所有者等による資格確認 → ☐
(変更事項が建築物環境衛生管理技術者の場合)

- 4 変更年月日

年 月 日

(添付書類)

- 1 変更事項が建築物の構造設備に係る場合は、変更後の構造設備の概要及び図面
- 2 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合であって、当該特定建築物維持管理権原者の変更を伴うとき（3に該当するときを除く。）は、その変更後の特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類

(次ページへ続く)

3 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合であって、当該者の変更を伴うときは、その変更後の当該権原を有する者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類

4 変更事項が建築物環境衛生管理技術者に係る場合は、免状の写し

5 変更事項が建築物環境衛生管理技術者に係る場合であって、当該建築物環境衛生管理技術者が同時に2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねるとき（既に届け出ている建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねることとなったときを含む。）は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項の規定による確認の結果（同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し

（備考）

変更事項が建築物環境衛生管理技術者に係る場合は、以下の内容を記載すること。

1 建築物環境衛生管理技術者の住所（自宅）、常駐・非常駐の別、自社・委託（会社名）の別並びに建築物環境衛生管理技術者が兼任する他の特定建築物の名称及び住所を記載

2 所有者等において、選任する建築物環境衛生管理技術者が有資格者であることを免状原本等で確認したうえで、「※所有者等による資格確認」に☑を入れる

特 定 建 築 物 廃 止 届 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名

電 話 担当者

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在地
- 3 特定建築物に該当しないこととなった年月日
年 月 日
- 4 特定建築物に該当しないこととなった理由

防 錆 剤 使 用 届 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名

電 話 担当者

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

札幌市特定建築物衛生指導要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在地
- 3 防錆剤
- (1) 使用開始年月日 年 月 日
- (2) 種類
- (3) 防錆剤管理責任者 氏名
- 住所

添付書類 防錆剤管理責任者の資格を証する書類の写し

防 錆 剤 使 用 変 更 届 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名

電 話 担当者

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

札幌市特定建築物衛生指導要綱第 8 条第 2 項第 1 号の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在地
- 3 変更事項
- 4 変更年月日

年 月 日

添付書類 変更事項が防錆剤管理責任者に係る場合は、その資格を証する書類の写し

防 錆 剤 使 用 廃 止 届 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名

電 話 担当者

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

札幌市特定建築物衛生指導要綱第 8 条第 2 項第 2 号の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

- 1 特定建築物の名称

- 2 特定建築物の所在地

- 3 防錆剤を使用しないこととなった年月日

年 月 日

- 4 防錆剤を使用しないこととなった理由

特定建築物維持管理報告書

(年度分)

用途	区	番号

年 月 日

施 設 名 称		報 告 書 作 成 者 担 当 者	担当者：
所 有 者 等			所属：
所 在 地			TEL：
			Mail：
建築物環境衛生 管 理 技 術 者	(他の施設との兼任)		有 ・ 無 (市外を含む)
注) 建築物環境衛生管理技術者は、登録業の監督者等と、兼務がないことを確認すること (市外を含む)			

飲 料 水 の 管 理	飲 料 水 の 種 類		飲用・炊事用・浴用・手洗用 洗浄装置付便器用・その他 ()		給湯器の湯 (太枠は中央式のみ)		
	水 源		市水道水・専用水道水 その他の井水・その他 ()		市水道水・専用水道水 その他の井水・その他 ()		
	受 水 槽 (貯湯槽)	有 効 容 量	m ³		(貯湯槽) ℓ・m ³		
		型 式	床上型 ・ 床下型		床上型 ・ 床下型		
	給 水 方 式		市水道直結方式・高置水槽方式 加圧ポンプ方式・その他 ()		市水道直結方式・高置水槽方式 加圧ポンプ方式・その他 ()		
	残 留 塩 素 (□写添付)	検 査 結 果	適 合 ・ 不 適 合		適 合 ・ 不 適 合 ・ 省 略 (末端温度 度) (55 度以上の場合は残留塩素検査のみ省略可能)		
	水 質 検 査 (□写添付)	検 査 年 月 日	前期 (. .) 後期 (. .)		前期 (. .) 後期 (. .)		
		前 期	検 査 結 果	適 合 ・ 不 適 合 ()		適 合 ・ 不 適 合 ()	
			検 査 項 目	1 6 項 目 ・ 省 略 項 目		1 6 項 目 ・ 省 略 項 目	
		後 期	検 査 結 果	適 合 ・ 不 適 合 ()		適 合 ・ 不 適 合 ()	
検 査 項 目	1 6 項 目 ・ 省 略 項 目		1 6 項 目 ・ 省 略 項 目				
消毒副生成物等 1 2 項 目 (□写添付)	検 査 年 月 日	今回 (. .) 前回 (. .)		今回 (. .) 前回 (. .)			
	今 回 の 検 査 結 果	適 合 ・ 不 適 合 ()		適 合 ・ 不 適 合 ()			
有機化学物質 7項目 (地下水) (□写添付)	検 査 年 月 日	今回 (. .) 前回 (. .)		今回 (. .) 前回 (. .)			
	今 回 の 検 査 結 果	適 合 ・ 不 適 合 ()		適 合 ・ 不 適 合 ()			
貯水槽(貯湯槽) の 清 掃	清 掃 年 月 日	今回 (. .) 前回 (. .)		今回 (. .) 前回 (. .)			
	給水用防錆剤 (□写添付)		使 用 の 有 無	有 () ・ 無			
		水 質 検 査	適 合 ・ 不 適 合 ()				
簡易専用水道については大臣登録検査機関の受検			今回 (. .) 前回 (. .)				

注) 飲料水とは、飲用その他生活用 (炊事用、浴用 (旅館の大浴場は除く)、手洗用、洗浄装置付便器用、給湯器用など) の水です。

注) 水源別に 3 つ以上の飲料水系統がある場合は、2 枚以上に分けて作成してください。

雑用水の 管 理	種 別	飲料系統 との別	使 用 水 の 種 類	残留塩素 (1回/7日) (□写添付)	pH・臭気・外観 (1回/7日) (□写添付)	大 腸 菌 (1回/2月) (□写添付)	濁 度 (1回/2月) (□写添付)	雑用水槽 の 点 検
	散水・修景 ・ 清 掃	同系統 別系統	市水道水・専用水道水 その他の井水・その他 ()	適 合 不 適 合	適 合 不 適 合	適 合 不 適 合	適 合 不 適 合	有 ・ 無
	水洗便所	同系統 別系統	市水道水・専用水道水 その他の井水・その他 ()	適 合 不 適 合	適 合 不 適 合	適 合 不 適 合		有 ・ 無
	その他の 雑 用 水	同系統 別系統	市水道水・専用水道水 その他の井水・その他 ()	適 合 不 適 合				有 ・ 無

注) 使用水が、次に該当する場合は検査対象外です。①市水道水 ②専用水道の水 ③旅館で浴場水と同系統の水

空 気 環 境 の 測 定	設 備 の 種 類		空気調和設備・機械換気設備・その他（ ）					
	測 定 項 目		測 定 結 果			不適合の場合の 改善措置方法	改 善 措 置 後 の 状 況	
			延べ測定箇所数	延べ適合箇所数	適合率(%)			
	測定結果 (□写添付)	浮遊粉じんの量						
		一酸化炭素の含有率						
		二酸化炭素の含有率						
		温 度						
		相 対 湿 度						
		気 流						
ホルムアルデヒド (新築・増築、大規模修繕・模様替時)								
注) 空気調和設備、機械換気設備であれば、個別制御方式であっても測定は必要です。								

空 調 設 備 等 の 管 理	使 用 水	冷 却 塔	飲料系統との別	同系統 ・ 別系統		水質検査 (□写添付)		適合 ・ 不適合		
			水 源	市水道水・専用水道水・その他の井水・その他（ ）						
		加 湿 装 置	飲料系統との別	同系統 ・ 別系統		水質検査 (□写添付)		適合 ・ 不適合		
			水 源	市水道水・専用水道水・その他の井水・その他（ ）						
	点 検 回 数	冷 却 塔 ・ 冷 却 水		回/月						
		加 湿 装 置		回/月						
		空調設備内の排水受け		回/月						
	清 掃 回 数	冷 却 塔		回/年				清 掃 年 月 日	. .	
		冷 却 水 の 水 管		回/年					. .	
		加 湿 装 置		回/年					. .	
注) 使用水が飲料系統と別系統の場合は、飲料水と同様の水質検査が必要です。										

排 水 の 管 理	雑排水槽の清掃	回/年	清 掃 年 月 日	. .		. .	
	汚水槽の清掃	回/年		. .		. .	
	排水管の清掃	回/年		. .		. .	
	阻集器の清掃	回/年		. .		. .	

清 掃	日 常 の 掃 除	回/日					
	大 掃 除	回/年	大掃除年月日	. .		. .	

ね ず み 等 の 防 除	種 別	生 息	調 査 回 数	調 査 年 月 日					
	ね ず み	有・無	回/年	. .	. .	. .	. .	. .	. .
	ゴキブリ	有・無	回/年	. .	. .	. .	. .	. .	. .
	チョウバエ	有・無	回/年	. .	. .	. .	. .	. .	. .
	ハエ・カ	有・無	回/年	. .	. .	. .	. .	. .	. .

※ 報告期間等

- ① この報告書は、4月1日から翌年3月31日までの維持管理についての報告です。
- ② 提出期限は、毎年1回、5月31日までです。
- ③ 該当しない項目は、斜線を引いてください。
- ④ 記載欄が不足した場合は、2枚以上に分けて作成してください。

特 定 建 築 物 立 入 検 査 結 果 書

札幌市保健所長

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項の規定による立入検査の結果は、下記のとおりです。

なお、建築物の設備や維持管理等で改善を要する事項については、特定建築物改善報告書により報告願います。

記

建築物	名 称	
	所 在 地	
立入検査	年 月 日	年 月 日 ()
	立 会 者	
	検 査 者	環境衛生監視員
指導事項		
改善期限等		指導事項については早急に改善し、その結果を別紙特定建築物改善報告書（実施記録添付または改善前後の写真添付）により、 年 月 日までに報告してください。 なお、報告期限までに改善できない場合は、同報告書に改善の計画を記入のうえ報告してください。

特 定 建 築 物 改 善 報 告 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所
届出者
氏 名

電 話 担当者

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 11 条第 1 項の規定による特定建築物
の立入検査で指導を受けた事項については、下記のとおり措置しましたので報告します。

記

建築物	名 称	
	所 在 地	
立入検査年月日		年 月 日
指 導 事 項		
改 善 措 置 等 (具体的に記入すること)		